



半世紀以上にわたり検討されてきた中国民法典がいよいよ取りまとめられようとしている。

3月4日、中国の立法機関であり最高の権力機関でもある全国人民代表大会（全人代）の第12期第4回会議が開催されるに当たり、傳聲報道官（外交部副部長Ⅱ外務次官）が記者会見を行い、その中で、民法典の編さんに関し以下の点を明らかにした。

- ①民法典の編さん作業はすでに再開され、今回こそは完成させる決意である
- ②編さん作業は2段階に

中国民法典編さんの動向

中国民法典編さんの略史

	編さんの開始	編さんの挫折	中止・中断事由など
第1期	1954年	1956年後・中止	政治運動・反右派闘争の開始など
第2期	1962年	1964年後・中止	政治運動・四清運動及び文化大革命の開始など
第3期	1979年	1982年前後・中断	市場経済が開始したばかりで社会・経済関係が大きく変動。まず民事個別法を制定(1986年の民法通則など)
第4期	1998年	2003年後・中断	中断事由が不明。2014年まで民事個別法を多数制定。
第5期	2014年～現在		

本問題は単なる立法上の問題にとどまらず、中国の経済体制の転換、政治運動の起伏に大きく左右されてきたと言える。紙幅の関係で、その経緯を表にまとめた。

表に示されているとおり、民法典の編さん作業は長きにわたる大工程であった。とりわけ今後進められることとなる第2段階の民法法典全体の整合化作業は、複雑かつ膨大なものとなると予想される。

今後の市場経済への指針に

分けて行い、第1段階で民法総則を制定し、第2段階で民法法典全体を整合化させる

③現在、第1段階の作業



名古屋経済大学 法学部准教授 張 瑞輝

出来上がり、今年6月の全人代常務委員会の審議に付する予定である
ここに至る経緯を振り返ると、報道官が示した先の方針は歴史的意義が極めて大きいと言えよう。なぜなら、中国民法典は、その要否や編さんの段取りを巡って政府内部あるいは法学者間の見解に激しい対立が生じ、また時代に翻弄（ほんろう）されながら、まさに何代にもわたって議論されてきたものだからである。
むしろゼロベースからの立法作業のほうが簡単であるかもしれないが、婚姻法、相続法、契約法、物権法、不法行為法などの個別法がすでに存在している。これら民法の各条文は、制定当時、将来統一の民法典に整合化させることを念頭に置いていたとは言いがたい。そのため既存の条文を逐一精査し、場合によっては削除したり追加したりするなど複雑な作業が必要となる。
しかし、そうした複雑性を乗り越えて、新たに編さんされる中国民法典が市民の日常生活を規律しつつ、私利を保護する基本法としての役割を果たし、今後の市場経済に対し指針となっていくことが期待される。

ちよう ずいぎ アジア法、民事訴訟法。名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了、博士（比較法学）。1983年生まれ。

